

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	種苗法
根拠条項	第59条第4項
処分の概要	指定種苗のうち稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆についての表示基準の遵守に関する勧告
法令の定め	農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
処分基準	(種苗法第59条第4項の規定による。) 法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課(調整係) (電話番号:011-204-5982)
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課(調整係) (電話番号:011-204-5982)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)